

船橋市粗大ごみ受付業務
に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

船橋市（以下、「本市」という。）は、家庭から排出される粗大ごみの収集の受付業務を効率的かつ正確に行うことで、市民サービスの向上を図ることを目的とし、粗大ごみ受付センターを設置し、粗大ごみ受付システム（以下「受付システム」という。）を用いて受付を行う。

2. 業務内容

- (1) 業務内容 別紙『粗大ごみ受付業務委託仕様書』による
- (2) 業務履行期間 ①準備期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
②運用期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

本市における粗大ごみ受付業務の実情に合わせ、より良い市民サービスを提供するためには、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

5. 事業スケジュール

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年4月22日 |
| (2) 質問書の締切 | 令和6年4月30日 |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和6年5月10日 |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和6年5月17日 17時必着 |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和6年5月24日 |
| (6) 提案書等の提出締切 | 令和6年6月 7日 17時必着 |
| (7) <u>第一次審査（書類審査）</u> | 令和6年6月14日～21日 |
| ※第一次審査では、第二次審査の対象とする参加業者を選定する。 | |
| (8) 第一次審査結果通知 | 令和6年6月25日 |
| (9) <u>第二次審査（プレゼンテーション）</u> | 令和6年7月 2日 |
| ※詳細は第二次審査対象の業者へ別途通知する。 | |
| (10) 第二次審査結果通知 | 令和6年7月10日 |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6. 参加資格・参加申し込み方法等

- (1) 参加資格

次に掲げる事項とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ② 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ③ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JISQ 27001 又は ISO/IEC 27001）またはプライバシーマークの認証（JISQ15001）を取得していること。

(2) 参加申し込み方法

① 提出書類

■様式第1号『参加申込書』

■ISMS認証(JISQ 27001 又は ISO/IEC 27001)又はプライバシーマーク(JISQ15001)の取得を確認できるものの写し

■業者の概要が確認できる書類（パンフレット等）

② 提出方法

持参とする。

③ 提出場所

船橋市役所4階 環境部クリーン推進課

※事前連絡のうえ、来庁日時を確認すること。

④ 提出期限

令和6年5月17日17時まで

(3) 参加申込の承認について

参加申込の結果については、令和6年5月24日に通知する。

7. 提案限度額

提案限度額の総額は下記のとおりとする。

① 導入費用 契約締結日から令和7年3月31日まで

(粗大ごみ受付センター開設費用 ※受付システム構築等費を含む)

53,532,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

② 運用費用 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの60か月

(粗大ごみ受付センター運営費用 ※受付システム運用・保守等費を含む)

339,873,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※消費税及び地方消費税の税率は、10%で計算すること。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのもの

である。

※（様式第5号）見積書において、この金額を超えて提案することはできない。

なお、（様式第5号）見積書において、この提案限度額を超えて提案を行った場合は、失格とする。

8. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、評価委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

なお、各項目の点数配分等については、別に定める「船橋市粗大ごみ受付業務業者評価基準」による。

＜第一次審査（書類審査）＞

- 大項目** 1 基本事項
2 提案内容
3 受付センター
4 受付システム
5 実績
6 見積金額
7 追加提案

＜第二次審査（プレゼンテーション）＞

- 大項目** 1 基本事項
2 受付センター
3 受付システム

9. 提案方法等

（1）質問

① 質問方法

（様式第2号）質問票に記入のうえ、電子メールで事務局あてに送付すること。

E-mail：kurinsuishin@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局（クリーン推進課047-436-2432）に電話し到着確認をすること

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受け付けない

② 質問期間

令和6年4月22日から令和6年4月30日まで

（2）質問への回答

① 回答方法 市ホームページの下記アドレスに質問者名を伏せたうえで掲載する。

URL <https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyounyusatsu/001/p125376.html>

② 回答日 令和6年5月10日

(3) 提出書類

提案に用いる提出書類は下記①～④のとおりとする。

提出部数は9部（正本として代表者印もしくは年間代理人の使用印を押印したものを1部、正本の写しを1部、副本として7部提出すること）とすること。なお、副本については会社名がわからないようにし（マスキング）、代表者印もしくは年間代理人の使用印の押印もしないこと。

また、提出書類は①～④の順に綴じること。なお、企画提案書の説明資料として、別に作成した書類（表や図含む）を添付する場合は、提出書類①～④の一番後ろに綴じて提出すること。

① 企画提案書（様式第3-①号・様式第3-②号）

- ・企画提案書はA4判・両面印刷とし、各ページにはページ番号を記載すること。
- ・文字数は問わない、記入欄の拡大も可。
- ・別に作成した資料（表や図含む）を添付することも可。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出した書類の訂正・差し替えは認めない。
- ・企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、本市の承諾を得なければならない。

② 受付システム機能要件（様式第4号）

「(様式第4号)粗大ごみ受付システム機能要件一覧」に示されている各要件について、提案するシステムの対応可否を対応可否欄に、対応可(○)、対応不可(×)を記入し回答すること。

なお、提案した金額の範囲内で対応が可能なもののみを「対応可」とし、別途金額が必要な場合は「対応不可」とすること。

③ 受付システムの画面及び帳票の見本

提出する画面の見本は、次の(ア)～(エ)とする。

(ア) パソコン用インターネット予約受付画面

(予約から予約完了までの画面遷移がわかるもの)

(イ) スマートフォン用インターネット予約受付画面

(予約から予約完了までの画面遷移がわかるもの)

(ウ) 受付機能・管理機能画面

(メニュー選択画面・電話受付から収集実績登録までの主な機能がわかるもの)

(エ) 個別帳票

(受付した内容を確認できる個別の作業用連絡票の見本)

④ 見積書（様式第5号）

見積項目は、次の（ア）・（イ）のとおりとする。また、別途見積りの詳細・根拠がわかる書類を提出すること（任意様式）。

なお、本市とキャッシュレス決済代行業者との契約により発生する、キャッシュレス決済代行関連費用については、本見積もりには含まない。

（ア）導入費用（契約締結日から令和7年3月31日まで）

- ・受付センター導入費（人件費）
- ・受付センター導入費（設備費）
- ・その他受付センター導入に必要な費用
- ・受付システム導入費（ハードウェア関連費）
- ・受付システム導入費（ソフトウェア関連費）
- ・受付システム導入費（ネットワーク関連費）
- ・受付システム導入費（システム構築費）
- ・その他粗大ごみ受付システム導入に必要な費用

（イ）運用費用（令和7年4月1日から令和12年3月31日までの60か月）

- ・受付センター運営費（人件費）
- ・受付センター運営費（設備費）
- ・その他受付センター運営に必要な費用
- ・受付システム運用費（ハードウェア関連費）
- ・受付システム運用費（ソフトウェア関連費）
- ・受付システム運用費（ネットワーク関連費）
- ・受付システム運用費（システム利用費）
- ・その他粗大ごみ受付システム運用に必要な費用

（4）提出方法・期限

① 提出方法

持参とする。

② 提出場所

船橋市役所4階 環境部クリーン推進課 ※要事前連絡

③ 提出期限

令和6年6月7日17時まで

（5）第一次審査（書類審査）

第一次審査として、（3）で提出された提案書等について書類審査を実施し、第二次審査の対象となる業者を選定する。第一次審査合格者は、第一次審査配点合計の2分の1以上を取得した業者のうち、上位5者以内とする。

審査結果については、参加業者全員に文書で通知する。また、第二次審査（プレ

ゼンテーション)を実施する日時、場所については、第一次審査合格者に併せて通知する。なお、第一次審査終了時点においては、採点結果の公表には応じない。

(6) 第二次審査 (プレゼンテーション)

- ① 出席者 1者5名以内とする。(本業務の担当予定者を含む)
- ② 実施時間 セッティング・撤去に係る時間を含め、1者30分以内とする。
このうち15分を目安に、市民が操作するインターネット予約機能及びキャッシュレス決済機能(パソコン及びスマートフォン操作時の画面)、並びに管理・受付機能のデモンストレーションを実施すること。
その後、1者10分以内の質疑応答を実施する。
- ③ 実施者 本業務を受託した際に担当予定の者が行うこと。
- ④ 貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。
- ⑤ 留意事項 プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、社名や製品名等、社名を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。

10. 審査結果の通知について

受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

11. 結果の公表及び方法

審査結果は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加業者名・採点結果(大項目の点数及び合計点数)とする。

ただし、上位2者(受託候補者及び次順位者)以外の参加業者と採点結果は、対応させない。(参加業者が2者の場合にあつては受託候補者と採点結果のみ、参加業者が3者の場合にあつては、受託候補者・次順位者と採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。)

(参考) 公表の方法

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位以下 |
|-----------|----------|----------|-------------------|------|
| 1者参加の場合 | 業者名・採点結果 | | | |
| 2者参加の場合 | 業者名・採点結果 | 採点結果のみ | | |
| 3者参加の場合 | 業者名・採点結果 | 業者名・採点結果 | 採点結果のみ | |
| 4者以上参加の場合 | 業者名・採点結果 | 業者名・採点結果 | 業者名・採点結果を対応させずに公表 | |

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ④ 参加資格要件を満たしていない場合
- ⑤ 特段の事情がなく、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑥ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

13. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を令和6年6月7日までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

14. その他留意事項

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて業者負担とする。
- ② プレゼンテーションの際に提案書に記載されていない事項があった場合には、追加提案として書類の提出を求める場合がある。
- ③ 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ④ 協議が整わなかった場合、もしくは受託候補者が特別な事情等により契約を辞退した場合には、次順位者と協議することがある。
- ⑤ 参加業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- ⑥ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

15. 事務局

船橋市役所 環境部クリーン推進課

担当者 大野・富永

電話番号 047-436-2432

FAX 番号 047-436-2448

E-mail : kurinsuishin@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和6年4月22日から施行する。

(失効日)

この要領は、契約締結をもって、その効力を失う。なお、受託候補者がいない場合は最終審査結果通知日をもって、その効力を失う。